



島根県報

平成21年 8 月 28 日 (金)

号外 第 149 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

| | | |
|------------------------------------|-------------------|---|
| 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則 | (医 療 対 策 課) | 2 |
| 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | (") | 2 |

公布された条例等のあらまし◇**歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則**（規則第72号）

1 規則の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

平成21年 9 月 1 日から施行することとした。

◇**臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則**（規則第73号）

1 規則の概要

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴う規定及び様式の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 8 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第72号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和30年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 9 月 1 日から施行する。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 8 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第73号

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則（昭和56年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臨床検査技師等に関する法律施行細則

第1条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

第2条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

第5条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に改める。

様式第2号から様式第7号までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

様式第9号表面中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同様式

裏面中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に、「第21条」を「第24条」に、「一に」を「いずれかに」に、「10万円」を「30万円」に、「(5)」を「(3)」に、「(6)」を「(4)」に改め、「2 略」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則第2条の規定により交付されている登録証明書は、この規則による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行細則第2条の規定により交付された登録証明書とみなす。